

第 114 期 決 算 公 告

2025 年 6 月 25 日

広島県広島市中区紙屋町一丁目 3 番 8 号
株 式 会 社 広 島 銀 行
取 締 役 頭 取 清 宗 一 男

貸借対照表(2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	1,725,605	現金	9,305,930
現金	82,146	現金	583,520
預け	1,643,458	現金	5,893,753
預け	63,746	現金	94,455
預け	6,759	現金	30,138
預け	8,645	現金	2,168,536
預け	1,527	現金	18
預け	7,118	現金	535,507
預け	22	現金	166,059
預け	1,912,350	現金	249,066
預け	593,795	現金	310,909
預け	283,736	現金	6,122
預け	291,147	現金	6,122
預け	117,567	現金	1,419,325
預け	626,103	現金	1,419,325
預け	7,984,257	現金	1,172
預け	7,946	現金	444
預け	34,953	現金	728
預け	7,152,538	現金	79
預け	788,818	現金	77,769
預け	8,027	現金	487
預け	6,415	現金	5,815
預け	37	現金	8,277
預け	1,574	現金	2,178
預け	146,370	現金	1
預け	1,319	現金	45,713
預け	10,711	現金	5,007
預け	864	現金	329
預け	23,569	現金	307
預け	49,484	現金	9,651
預け	60,422	現金	1,668
預け	105,251	現金	175
預け	35,800	現金	774
預け	53,211	現金	12,719
預け	310	現金	55,398
預け	211	現金	11,607,174
預け	15,716	現金	54,573
預け	15,442	現金	30,634
預け	9,256	現金	30,634
預け	6,185	現金	362,630
預け	52,218	現金	40,153
預け	16,456	現金	322,477
預け	55,398	現金	289,604
預け	△ 36,235	現金	32,873
預け		現金	447,838
預け		現金	△ 18,496
預け		現金	1,923
預け		現金	25,877
預け		現金	9,304
預け		現金	457,143
預け		現金	12,064,317
預け		現金	12,064,317

損益計算書 (2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目			金	額
経常収益	益			168,621
資金運用収益	益		124,838	
貸出証券利息	息		90,903	
有価証券ロース	金		28,713	
預け金	息		641	
その他の受入	息		3,165	
信託報酬	息		1,414	
役務取引等	酬		149	
受入為替手数料	益		28,054	
その他の取引	料		6,558	
特商特定金融派生商品	益		21,495	
その外国債等	益		1,586	
その外国債等	益		19	
その外国債等	益		1,567	
その外国債等	益		4,685	
その外国債等	益		1,499	
その外国債等	益		2,910	
その外国債等	益		276	
その外国債等	益		9,308	
その外国債等	益		1,779	
その外国債等	益		43	
その外国債等	益		5,708	
その外国債等	益		456	
その外国債等	益		1,320	
経常費用	用			120,904
資金調達費用	用		38,859	
預渡金性預金	息		10,235	
譲渡金	息		282	
コ売債借入金	息		22	
債借金	息		11,823	
借入金	息		1,275	
金	息		441	
その他の引当	息		9,913	
役務取引等	息		4,864	
支払為替手数料	費用		10,997	
その他の業務費	費用		2,270	
その他の業務費	費用		8,726	
その他の業務費	費用		9,204	
その他の業務費	費用		8,995	
その他の業務費	費用		208	
その他の業務費	費用		56,980	
その他の業務費	費用		4,863	
その他の業務費	費用		3,946	
その他の業務費	費用		45	
その他の業務費	費用		104	
その他の業務費	費用		766	
経常利益	益			47,716
特固定別資産処分	益		41	41
特固定別資産処分	益			1,163
特固定別資産処分	益		476	
特固定別資産処分	益		687	
税法引前当期純	益			46,594
法人税、住民税等	益		14,350	
法人税	益		△ 704	
法人税	益			13,646
法人税	益			32,948

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人及び関連法人等の株式等については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額（為替変動による評価差額を含む。ただし、為替変動リスクをヘッジするために時価ヘッジを適用している場合は除く）については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、運用目的以外の金銭の信託については、上記(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	22年～50年
そ の 他	3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年・10年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額のうち無担保与信額が一定額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、将来見込み等必要な修正の検討を行い、算定しております。ただし、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者に係る債権の予想損失額については、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間（決算日から5年又は10年）の平均値に加え、景気循環を勘案した長期にわたる貸倒実績率の平均値を比較して損失率を求め、将来見込み等必要な修正の検討を行い、算定しております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は25,140百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。

(4) ポイント引当金

ポイント引当金は、当行が運営するポイント制度及びクレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当事業年度末における将来使用見込額を計上しております。

(5) 株式給付引当金

株式給付引当金は、株式交付規程に基づく当行の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員への株式会社ひろぎんホールディングスの株式の交付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、業種別委員会実務指針第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券において、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

会計方針の変更

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用しております。なお、当事業年度において、財務諸表に与える影響はありません。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表類に計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものです。

・貸倒引当金

貸借対照表に占める貸出金等の割合は相対的に高く、貸倒引当金の計上が経営成績や財政状態に及ぼす影響が大きいことから、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しております。

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

貸倒引当金 36,235百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針 6. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金」に記載しております。

なお、当事業年度末において、予想損失率の算定にあたり、将来見込み等必要な修正の検討を行った結果、修正を実施しておりません。

「重要な会計方針 6. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金」に記載している資産査定とは、資産の自己査定基準に基づき、保有する貸出金等に対して、債務者の状況等により債務者区分を行った上で、回収の危険性や損失の発生可能性を個別に検討・分析し、その度合に応じて分類区分する

ことをいい、債務者区分に応じた償却・引当を適切に実施しております。なお、債務者の財務状況、資金繰り、収益力等により、返済の能力を検討し、その状況等により正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に債務者を区分しております。

②当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

過去の貸倒実績率と将来の予想損失率には一定の関連性があるとの前提で、原則として、債務者区分のうち、正常先、要注意先（貸出条件緩和債権等を有する債務者を含む）、破綻懸念先に係る債権については、過去の貸倒実績率に基づく予想損失率を乗じて予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上しております。

債務者区分については、信用格付制度をベースに、債務者の実態的な財務状況、資金繰り、収益力等により返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、当面の事業継続性のみならず、最終的な回収可能性について重大な懸念が生じていないことを考慮した事業継続性と収益性の見通し、経営改善計画等の妥当性、キャッシュ・フローによる債務償還能力、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案して判定しております。

また、合理的で実現可能性の高い経営改善計画等に沿って経営再建が進むと考えられる場合には、当該貸出金等は貸出条件緩和債権及び破綻懸念先に係る債権には該当しないものとしております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額のうち無担保与信額が一定額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係る将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、債務者の経営実態を踏まえ、経営改善計画等に基づいた債権の元本の回収及び利息の受取りに係る将来キャッシュ・フローの見積りを主要な仮定として、貸倒引当金を計上しております。また、一部の破綻懸念先について、将来の回収が見込めない金額に対して追加して貸倒引当金を計上しております。

前事業年度末は、特定の業種の債務者及び貸出条件の変更を行い、一定期間経過し財務状況等が悪化している債務者については、今後信用リスクが顕在化する可能性が高いとする仮定に基づき、貸倒引当金を計上しております。

当事業年度末は、貸出条件の変更を行っており、財務状況等に改善の兆しが見られない債務者については、今後信用リスクが顕在化する可能性が高いとする仮定に基づき、貸倒引当金を計上しております。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

債務者区分ごとの貸倒実績率を基礎とする予想損失額、当事業年度末時点の債務者区分及び担保の処分可能見込額、並びに保証等による回収可能見込額等、金額の算出に用いた主要な仮定には重要な見積りの不確実性が含まれています。

貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定については、財務諸表作成時における入手可能な最善の情報に基づいておりますが、外部環境の著しい変化、貸出先等の経営状況の悪化、経営改善計画等の履行状況、担保価値の下落等が貸倒引当金計上時の前提と大きく乖離する場合には、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額

5,662百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。

なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	8,030百万円
危険債権額	45,233百万円
三月以上延滞債権額	2,015百万円
貸出条件緩和債権額	27,020百万円
合計額	82,300百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,984百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	1,156,456百万円
貸出金	1,201,430百万円
その他資産	1,550百万円

担保資産に対応する債務

預金	1,682百万円
売現先勘定	249,066百万円
債券貸借取引受入担保金	310,909百万円
借入金	1,375,700百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券413百万円及びその他の資産50,000百万円を差し入れております。また、その他の資産には、保証金1,855百万円が含まれております。

5. 現先取引及び信用取引等に係る担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有するものは210百万円であります。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,881,604百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,758,590百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

17,295百万円

8. 有形固定資産の減価償却累計額

43,682百万円

9. 有形固定資産の圧縮記帳額

12,733百万円

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は46,638百万円であります。

11. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託17,903百万円であります。

12. 関係会社に対する金銭債権総額

8,100百万円

13. 関係会社に対する金銭債務総額

18,621百万円

14. 単体自己資本比率（国内基準）は9.95％であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	145百万円
役務取引等に係る収益総額	0百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	102百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	4百万円
役務取引等に係る費用総額	69百万円
その他の取引に係る費用総額（営業経費）	2,989百万円

2. 関連当事者との取引に関する事項

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	株式会社 ひろぎんホールディングス	被所有 直接 100.00%	経営管理等 役員の兼任	経営管理料の支払 (注1)	2,732	—	—
親会社の子会社	ひろぎんクレジットサービス株式会社	なし	各種ローンの被 債務保証取引 役員の兼任	ローン債権に対する被債務保証 (注2)	—	—	1,092,731

(注1) 経営管理料は、親会社の経営活動に必要な諸経費として合理的に見積もられた金額に基づき算定され、当行においてもその妥当性を検証しております。

(注2) 保証条件は、商品ごとに保証対象の各種ローンの信用リスク等を勘案し、決定しております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2025年3月31日現在）

	当 事 業 年 度 の 損 益 に 含 ま れ た 評 価 差 額 (百万円)
売買目的有価証券	△45

2. 満期保有目的の債券（2025年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	24,539	23,373	△1,166
	地方債	50,590	48,571	△2,018
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	75,129	71,944	△3,185
合計		75,129	71,944	△3,185

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2025年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
出資金	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	308
関連法人等株式	0
出資金	5,353

4. その他有価証券（2025年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	90,377	37,640	52,737
	債券	50,085	49,933	151
	国債	49,676	49,527	148
	地方債	—	—	—
	社債	408	405	3
	その他	281,030	259,685	21,344
	小計	421,493	347,259	74,233
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	22,848	30,299	△7,451
	債券	1,043,463	1,112,522	△69,058
	国債	519,578	561,730	△42,151
	地方債	233,146	245,739	△12,593
	社債	290,738	305,052	△14,313
	その他	364,606	390,151	△25,544
	小計	1,430,918	1,532,973	△102,055
合計		1,852,411	1,880,233	△27,821

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	4,146
その他	0

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
該当ありません。

6. 当事業年度中に売却した其他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	16,702	3,440	45
債券	134,000	110	4,186
国債	102,597	61	3,627
地方債	31,085	—	559
社債	317	49	—
その他	105,808	5,066	4,808
合計	256,512	8,618	9,041

7. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、4百万円（うち、債券4百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当決算日において時価が取得原価に対して50%以上下落している銘柄を全て、また30%以上50%未満下落している銘柄のうち債務者区分等を勘案し、必要と認められる銘柄を著しく下落したと判断しております。なお、著しく下落した場合であっても、回復する見込みがあると認められる銘柄については、減損処理を行っておりません。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2025年3月31日現在）
該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託（2025年3月31日現在）
該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2025年3月31日現在）

	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの (百万円)	うち貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの (百万円)
その他の金銭の 信託	22	22	—	—	—

（注） 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	18,030百万円
その他有価証券評価差額金	9,324百万円
有価証券評価損	987百万円
減価償却	1,038百万円
その他	3,736百万円
繰延税金資産小計	33,117百万円
評価性引当額	△1,370百万円
繰延税金資産合計	31,747百万円

繰延税金負債

退職給付引当金	△12,684百万円
退職給付信託設定益・解除益	△1,740百万円
その他	△864百万円
繰延税金負債合計	△15,290百万円
繰延税金資産（△負債）の純額	16,456百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,463円46銭
1株当たりの当期純利益金額	105円47銭

信託財産残高表（2025年3月31日現在）

（単位：百万円）

資 産	金 額	負 債	金 額
信 託 受 益 権	38,683	金 銭 信 託	97,201
有 形 固 定 資 産	629	包 括 信 託	736
銀 行 勘 定 貸	79		
現 金 預 け 金	58,545		
合 計	97,937	合 計	97,937

- （注） 1. 共同信託他社管理財産については取扱残高はありません。
2. 元本補てん契約のある信託については下表のとおりです。
3. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

元本補てん契約のある信託

金銭信託

（単位：百万円）

資 産	金 額	負 債	金 額
現 金 預 け 金	17,903	元 本	17,903
計	17,903	計	17,903

- （注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表（2025年3月31日現在）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	1,725,605	預 金	9,305,683
コールローン及び買入手形	63,746	譲 渡 性 預 金	165,799
買 入 金 銭 債 権	6,759	売 現 先 勘 定	249,066
特 定 取 引 資 産	8,645	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	310,909
金 銭 の 信 託	22	特 定 取 引 負 債	6,122
有 価 証 券	1,912,154	借 用 金	1,419,325
貸 出 金	7,984,257	外 国 為 替	1,172
外 国 為 替	8,027	信 託 勘 定 借	79
そ の 他 資 産	146,384	そ の 他 負 債	77,809
有 形 固 定 資 産	105,261	退 職 給 付 に 係 る 負 債	32
建 物	35,802	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	19
土 地	53,211	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	1,668
リ ー ス 資 産	310	ポ イ ン ト 引 当 金	175
建 設 仮 勘 定	211	株 式 給 付 引 当 金	774
その他の有形固定資産	15,724	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	12,719
無 形 固 定 資 産	15,448	支 払 承 諾	55,398
ソ フ ト ウ ェ ア	9,262	負 債 の 部 合 計	11,606,758
その他の無形固定資産	6,185	(純 資 産 の 部)	
退 職 給 付 に 係 る 資 産	48,144	資 本 金	54,573
繰 延 税 金 資 産	17,751	資 本 剰 余 金	30,634
支 払 承 諾 見 返	55,398	利 益 剰 余 金	362,911
貸 倒 引 当 金	△ 36,235	株 主 資 本 合 計	448,119
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 18,496
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	1,923
		土 地 再 評 価 差 額 金	25,877
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 2,811
		その他の包括利益累計額合計	6,493
		純 資 産 の 部 合 計	454,613
資 産 の 部 合 計	12,061,371	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	12,061,371

連結損益計算書 (2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目					金 額	
経 常 収 益						168,744
資 金 運 用 収 益					124,793	
貸 出 金 利 息					90,903	
有 価 証 券 利 息 配 当 金					28,668	
コー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息					641	
預 け 金 利 息					3,165	
そ の 他 の 受 入 利 息					1,414	
信 託 報 酬					149	
役 務 取 引 等 収 益					28,254	
特 定 取 引 収 益					1,586	
そ の 他 業 務 収 益					4,685	
そ の 他 経 常 収 益					9,275	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益					1,779	
償 却 債 権 取 立 益					43	
そ の 他 の 経 常 収 益					7,452	
経 常 費 用						121,001
資 金 調 達 費 用					38,859	
預 金 利 息					10,235	
譲 渡 性 預 金 利 息					282	
コー ル マ ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息					22	
売 現 先 利 息					11,823	
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息					1,275	
借 用 金 利 息					441	
そ の 他 の 支 払 利 息					14,777	
役 務 取 引 等 費 用					10,927	
そ の 他 業 務 費 用					9,204	
営 業 経 常 費 用					57,146	
そ の 他 経 常 費 用					4,863	
そ の 他 の 経 常 費 用					4,863	
経 常 利 益						47,743
特 別 利 益						41
固 定 資 産 処 分 益					41	
特 別 損 失						1,163
固 定 資 産 処 分 損 失					476	
減 損 損 失					687	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益						46,620
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税					14,364	
法 人 税 等 調 整 額					△ 713	
法 人 税 等 合 計						13,650
当 期 純 利 益						32,969
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益						32,969

連結注記表

連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結される子会社及び子法人等 2社

ひろぎんビジネスサービス株式会社 ひろぎんリートマネジメント株式会社

②非連結の子会社及び子法人等 11社

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

③他の会社等の議決権（業務執行権）の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社及び子法人等としなかった当該他の会社等 5社

投資事業等を営む非連結の子会社及び子法人等が、投資育成を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として株式を所有しているものであり、傘下に入れる目的ではないことから、子会社及び子法人等として取り扱っておりません。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当なし

②持分法適用の関連法人等

該当なし

③持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 11社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

④持分法非適用の関連法人等

該当なし

⑤他の会社等の議決権（業務執行権）の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連法人等としなかった当該他の会社等 7社

投資事業等を営む非連結の子会社及び子法人等が、投資育成を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として株式を所有しているものであり、傘下に入れる目的ではないことから、関連法人等として取り扱っておりません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 2社

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計方針に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結の子会社・子法人及び関連法人等の株式等については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額（為替変動による評価差額を含む。ただし、為替変動リスクをヘッジするために時価ヘッジを適用している場合は除く）については、全部純資産直入法により処理しております。

②金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、運用目的以外の金銭の信託については、上記①と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　　物	22年～50年
そ　　他	3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法（ただし2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）により償却しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年・10年）に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額のうち無担保与信額が一定額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、将来見込み等必要な修正の検討を行い、算定しております。ただし、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者に係る債権の予想損失額については、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間（決算日から5年又は10年）の平均値に加え、景気循環を勘案した長期にわたる貸倒実績率の平均値を比較して損失率を求め、将来見込み等必要な修正の検討を行い、算定しております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は25,140百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。

(8) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、当行が運営するポイント制度及びクレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来使用見込額を計上しております。

(9) 株式給付引当金の計上基準

株式給付引当金は、株式交付規程に基づく当行の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員への株式会社ひろぎんホールディングスの株式の交付等に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生
の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

①金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、業種別委員会実務指針第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

②為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券において、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

会計方針の変更

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当連結会計年度において、連結財務諸表に与える影響はありません。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものです。

・貸倒引当金

当行グループの連結貸借対照表に占める当行の貸出金等の割合は相対的に高く、貸倒引当金の計上が経営成績や財政状態に及ぼす影響が大きいことから、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しております。

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

貸倒引当金 36,235百万円

(当行で計上した金額 36,235百万円)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項 (5) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

なお、当連結会計年度末において、予想損失率の算定にあたり、将来見込み等必要な修正の検討を行った結果、修正を実施しておりません。

「会計方針に関する事項 (5) 貸倒引当金の計上基準」に記載している資産査定とは、資産の自己査定基準に基づき、保有する貸出金等に対して、債務者の状況等により債務者区分を行った上で、回収の危険性や損失の発生可能性を個別に検討・分析し、その度合に応じて分類区分することをいい、債務者区分に応じた償却・引当を適切に実施しております。なお、債務者の財務状況、資金繰り、収益力等により、返済の能力を検討し、その状況等により正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に債務者を区分しております。

②当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

過去の貸倒実績率と将来の予想損失率には一定の関連性があるとの前提で、原則として、債務者区分のうち、正常先、要注意先（貸出条件緩和債権等を有する債務者を含む）、破綻懸念先に係る債権については、過去の貸倒実績率に基づく予想損失率を乗じて予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上しております。

債務者区分については、信用格付制度をベースに、債務者の実態的な財務状況、資金繰り、収益力等により返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、当面の事業継続性のみならず、最終的な回収可能性について重大な懸念が生じていないことを考慮した事業継続性と収益性の見通し、経営改善計画等の妥当性、キャッシュ・フローによる債務償還能力、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案して判定しております。

また、合理的で実現可能性の高い経営改善計画等に沿って経営再建が進むと考えられる場合には、当該貸出金等は貸出条件緩和債権及び破綻懸念先に係る債権には該当しないものとしております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額のうち無担保与信額が一定額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係る将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、債務者の経営実態を踏まえ、経営改善計画等に基づいた債権の元本の回収及び利息の受取りに係る将来キャッシュ・フローの見積りを主要な仮定として、貸倒引当金を計上しております。また、一部の破綻懸念先について、将来の回収が見込めない金額に対して追加して貸倒引当金を計上しております。

前連結会計年度末は、特定の業種の債務者及び貸出条件の変更を行い、一定期間経過し財務状況等が悪化している債務者については、今後信用リスクが顕在化する可能性が高いとする仮定に基づき、貸倒引当金を計上しております。

当連結会計年度末は、貸出条件の変更を行っており、財務状況等に改善の兆しが見られない債務者については、今後信用リスクが顕在化する可能性が高いとする仮定に基づき、貸倒引当金を計上しております。

③翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

債務者区分ごとの貸倒実績率を基礎とする予想損失額、当連結会計年度末時点の債務者区分及び担保の処分可能見込額、並びに保証等による回収可能見込額等、金額の算出に用いた主要な仮定には重要な見積りの不確実性が含まれています。

貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定については、連結財務諸表作成時における入手可能な最善の情報に基づいておりますが、外部環境の著しい変化、貸出先等の経営状況の悪化、経営改善計画等の履行状況、担保価値の下落等が貸倒引当金計上時の前提と大きく乖離する場合には、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 (連結子会社の株式を除く) 5,466百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。
なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債 (その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募 (金融商品取引法第2条第3項) によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返等の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	8,030百万円
危険債権額	45,233百万円
三月以上延滞債権額	2,015百万円
貸出条件緩和債権額	27,020百万円
合計額	82,300百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は (再) 担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,984百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	1,156,456百万円
貸出金	1,201,430百万円
その他資産	1,550百万円

担保資産に対応する債務

預金	1,682百万円
売現先勘定	249,066百万円
債券貸借取引受入担保金	310,909百万円
借用金	1,375,700百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券413百万円及びその他資産50,000百万円を差し入れております。また、その他資産には、金融商品等差入担保金49,484百万円、保証金1,866百万円及び先物取引差入証拠金864百万円が含まれております。

5. 現先取引及び信用取引等に係る担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有するものは210百万円であります。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,881,604百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,758,590百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

17,295百万円

8. 有形固定資産の減価償却累計額

43,701百万円

9. 有形固定資産の圧縮記帳額

12,733百万円

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は46,638百万円であります。

11. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託17,903百万円であります。

12. 連結自己資本比率（国内基準）は10.01%であります。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益5,708百万円を含んでおります。

2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却3,946百万円、睡眠預金払戻損失引当金繰入による損失504百万円、貸出債権売却等による損失252百万円、株式等償却104百万円、株式等売却損45百万円を含んでおります。

3. 包括利益は△16,178百万円であります。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当行及びグループ会社（以下、「当行」という。）は、銀行業務として、預金の受け入れによる資金調達、貸出金や有価証券投資による資金運用を行っております。当行が保有する金融資産及び金融負債は金利変動、為替変動及び価格変動を伴うことから、こうした変動による不利な影響が生じないように、資産・負債の総合管理（ALM）を行っており、その一環として、デリバティブ取引も行っております。また、お客さまへのリスクヘッジ手段の提供を目的としたデリバティブ取引も行っております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として国内の取引先に対する貸出金であり、貸出先の信用状態の悪化等によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券は、主に株式、債券、及び投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び地域経済の発展や当行の中長期的な企業価値の向上などを目的に保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金、社債及びコマーシャル・ペーパーは、一定の環境の下で当行が市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引には、取引先の金融ニーズに基づく為替予約や通貨スワップ等、及びALMの一環として行う金利スワップ等があり、金利・為替などの市場変化により損失が発生する市場リスクや、取引相手方の破綻等により当初の契約どおりに取引が履行されなくなる信用リスク（カウンター・パーティーリスク）に晒されております。このうちALMの一環として行う金利スワップ等は、これらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金等に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジの有効性の評価方法は、実務指針等に定められた方法により評価しております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の信用状態の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことです。

（審査体制）

当行では、営業店が採り上げる主要な貸出案件について、営業部門とは独立した審査部門が、厳正な審査を行う体制となっております。審査部門では、業種毎に審査ラインを設けて対応しているほか、取引先企業の財務内容を健全化し、企業再生を実現するための専担ラインを設けており、財務内容の悪化を未然防止することも含め、経営改善支援の取組みにも力を注いでおります。

貸出案件の採り上げに当たっては、取締役会が定めた「与信基本原則規程」に基づき、法令や公序良俗に反する案件を排除することはもちろん、資金使途や返済原資、保証や担保等を十分確認するほか、収益性や公共性の観点からも慎重な検討を行っております。

また、お客さまからの借入条件の変更等の申込みについては、同様に取締役会が定めた「金融円滑化管理に関する基本方針」に基づき、お客さまの実態に合わせた真摯な対応を行っています。審査においては財務諸表等の表面的計数や特定の業種であることのみに基づく機械的・画一的な判断を行わない等、お客さまのニーズ・悩みを共有し、創意工夫する中で、適切かつ迅速な審査を行うこととしています。

審査体制の充実・強化については、個別与信管理の中で企業の信用力の適切な把握に努めているほか、様々な研修等により行員の審査能力向上を図る等、継続的に取り組んでおります。

（信用格付制度をベースとしたリスク管理）

貸出金の信用リスクを客観的に把握するため、当行では信用格付制度を導入し、取引先の信用力格差を財務データ等に基づき12段階に細分化して、その変化を継続的に把握しております。また、格付に基づく信用リスクの計量化を実施し、貸出資産における信用リスクの状況の把握等に

活用しております。

さらに、格付別のデフォルト率やデフォルト先からの回収実績等、信用リスクの計量化に必要なデータを蓄積・整備するとともに、高度な計量化手法を導入し、より精緻にリスク量を把握するよう努めております。

（資産の自己査定）

信用格付制度の運営と並行して、毎年度行う資産の自己査定により、貸出等の資産内容の健全性を厳しくチェックしております。具体的には、営業店で融資先の財務状況に基づき査定した結果について、その妥当性を本店の審査部門でチェックしております。さらに、リスク統括部が主要なものを抽出し、再度、その妥当性と正確性を厳格に検証するとともに、監査部門がプロセス監査を実施しております。この自己査定に基づいて、回収ができないと合理的に見込まれるものは、全額引当処理（当該連結会計年度の損失として計上すること）を行い、資産の内容を常に健全な状態に保っております。

② 市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクのことです。

当行では、有価証券だけでなく、預貸金等を含めたALMの充実・強化を図ることによって金利をはじめとする市場リスクをコントロールし、収益の安定化を図っております。ALMに基づく分析・シミュレーション結果は、経営計画策定上の重要な判断要素として毎年度の経営方針に反映しております。

また、市場リスクの管理を厳格に実施するため、リスク量の限度額等を設定するとともに、ヘッジ方針や資産価値が減少した場合の報告・協議ルール等を定め、市場の動きに迅速かつ適切に対応し、収益の安定化を図る体制を構築しております。限度額等の遵守状況は、ポジション額、リスク量、損益状況等の主要な計数とともに日次で管理しております。

また、時価主義会計に的確に対応して、保有目的区分に基づく厳正な会計処理を行い、市場価格の変動を適切に財務内容に反映しております。

（トレーディング取引のリスク管理）

トレーディング目的の取引（有価証券及びオフバランス取引において、短期的な売買差益やお客様の依頼に基づく取次等を目的とした取引）については、特別な管理として特定取引勘定を設置し、時価に基づく透明な会計処理を実施して管理強化を図っております。自己ポジションによるディーリングについては、ポジション枠やロスカット等に関する厳格なルールの下で、限定的なポジションでの運営に努めているほか、対顧客取引については、原則として銀行間市場でフルカバーをとることにより、スクエアポジションでの運営を実施しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出等により、資金繰りがつかなくなる場合や、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされること等により損失を被るリスクのことです。

当行では、短期間のストレス下における資金流出に備えるため、国債などの高流動性資産を確保しております。また、長期的な資金調達リスクの軽減を図るため、流動性の乏しい貸出金と預金、長期市場調達等の安定性調達との差額である安定性ギャップを管理しております。

さらに、資金繰り及び流動性リスクの状況や資金繰りに影響を与える事項についてモニタリングを行い、不測の事態が発生した場合も迅速かつ的確に対応する体制を整備しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注1）参照）。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、買入金銭債権、外国為替（資産・負債）、コールマネー及び売渡手形、売現先勘定並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 特定取引資産（*1）			
売買目的有価証券	1,527	1,527	—
(2) 金銭の信託	22	22	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	75,129	71,944	△3,185
其他有価証券（*2）	1,827,411	1,827,411	—
(4) 貸出金	7,984,257		
貸倒引当金（*3）	△36,882		
	7,947,375	7,937,890	△9,485
資産計	9,851,466	9,838,795	△12,671
(1) 預金	9,305,683	9,304,148	△1,534
(2) 譲渡性預金	165,799	165,804	4
(3) 借入金	1,419,325	1,413,898	△5,427
負債計	10,890,808	10,883,851	△6,957
デリバティブ取引（*4）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	2,141	2,141	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(23,288)	(23,288)	—
デリバティブ取引計	(21,147)	(21,147)	—

（*1）特定取引資産には、デリバティブ取引は含めておりません。

（*2）其他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。）第24—9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（*3）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*4）特定取引資産・負債及び其他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「其他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（*1）（*2）	4,258
組合出資金（*3）	5,353
その他	0

（*1）非上場株式については、「金融商品の時価等の時価開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2024年9月13日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（*2）当連結会計年度において、非上場株式について104百万円減損処理を行っております。

（*3）組合出資金は、非連結の子会社及び子法人等への出資金であります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	22	—	22
特定取引資産及び有価証券				
売買目的有価証券				
国債・地方債等	34	1,492	—	1,527
其他有価証券				
国債・地方債等	569,255	233,146	—	802,401
社債	—	240,413	50,734	291,147
株式	113,225	—	—	113,225
その他	155,874	447,235	—	603,110
デリバティブ取引				
金利関連	—	13,720	—	13,720
通貨関連	—	14,791	2,114	16,905
その他	—	—	61	61
資産計	838,390	950,821	52,910	1,842,122
デリバティブ取引				
金利関連	—	9,032	—	9,032
通貨関連	—	40,619	2,121	42,741
その他	—	—	61	61
負債計	—	49,652	2,183	51,835

（＊1）時価算定会計基準適用指針第24－9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託の金額は4,495百万円であります。

（＊2）時価算定会計基準適用指針第24－16項を適用した組合出資金については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該組合出資金の金額は13,030百万円であります。

（＊3）デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の連結貸借対照表計上額は23,288百万円であります。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	23,373	48,571	—	71,944
貸出金	—	—	7,937,890	7,937,890
資産計	23,373	48,571	7,937,890	8,009,834
預金	—	9,304,148	—	9,304,148
譲渡性預金	—	165,804	—	165,804
借入金	—	1,404,650	9,247	1,413,898
負債計	—	10,874,603	9,247	10,883,851

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっており、構成物のレベルに基づき、レベル2に分類しております。また、有価証券運用を主目的としない金銭の信託においては、約定期間が短期間のものであり、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

特定取引資産及び有価証券

特定取引資産及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式、国債、上場投資信託がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債、住宅ローン担保証券がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金等の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出商品の種類、貸出金利の種類、一定の期間及び内部格付に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証等による回収可能見込額に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、預金商品の種類、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、調達の種類ごとに、将来キャッシュ・フローを同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当行の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレーン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、通貨関連取引、その他（地震デリバティブ等）が含まれます。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2025年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの 加重平均
有価証券 其他有価証券 私募債	現在価値技法	割引率	0.50%—6.00%	1.36%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2025年3月31日)

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、 売却、 発行及び 決済の 純額	レベル3 の時価へ の振替	レベル3 の時価か らの振替	期末残高	当期の損 益に計上 した額の うち連結 貸借対照 表日にお いて保有 する金融 資産及び 金融負債 の評価損 益 (※1)
		損益に 計上 (※1)	その他の 包括利益 に計上					
有価証券								
其他有価証券								
私募債	56,436	44	△679	△5,067	—	—	50,734	—
デリバティブ取引								
通貨関連 (※2)	△1	△5	—	—	—	—	△7	△5

(※1) 連結損益計算書の「特定取引収益」、「其他業務収益」及び「其他業務費用」に含まれております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務及び利益・損失は純額で表示しており、正味の債務・損失となる項目については、△で示しております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループはバック部門にて時価の算定に関する方針、手続き及び時価評価モデルの使用に係る手続きを定めております。ミドル部門は当該モデル、使用するインプット及び算定結果としての時価が方針及び手続きに準拠しているか妥当性を確認しております。またバック部門は当該確認結果に基づき時価のレベルの分類について判断しております。第三者から入手した相場価格を時価として利用する場合においては、使用されている評価技法及びインプットの確認等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率は、TIBORやスワップ・レートなどの基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2025年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△45

2. 満期保有目的の債券 (2025年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	24,539	23,373	△1,166
	地方債	50,590	48,571	△2,018
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	75,129	71,944	△3,185
合計		75,129	71,944	△3,185

3. その他有価証券 (2025年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	90,377	37,640	52,737
	債券	50,085	49,933	151
	国債	49,676	49,527	148
	地方債	—	—	—
	社債	408	405	3
	その他	281,030	259,685	21,344
	小計	421,493	347,259	74,233
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	22,848	30,299	△7,451
	債券	1,043,463	1,112,522	△69,058
	国債	519,578	561,730	△42,151
	地方債	233,146	245,739	△12,593
	社債	290,738	305,052	△14,313
	その他	364,606	390,151	△25,544
	小計	1,430,918	1,532,973	△102,055
合計		1,852,411	1,880,233	△27,821

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	16,702	3,440	45
債券	134,000	110	4,186
国債	102,597	61	3,627
地方債	31,085	—	559
社債	317	49	—
その他	105,808	5,066	4,808
合計	256,512	8,618	9,041

6. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、4百万円（うち、債券4百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当連結決算日において時価が取得原価に対して50%以上下落している銘柄を全て、また30%以上50%未満下落している銘柄のうち債務者区分等を勘案し、必要と認められる銘柄を著しく下落したと判断しております。なお、著しく下落した場合であっても、回復する見込みがあると認められる銘柄については、減損処理を行っておりません。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2025年3月31日現在）
該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託（2025年3月31日現在）
該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2025年3月31日現在）

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の 信託	22	22	—	—	—

（注） 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報 (2025年3月31日)

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度
顧客との契約から生じる経常収益	24,035
上記以外の経常収益	144,708
外部の顧客に対する経常収益	168,744

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,455円36銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	105円54銭